

個品割賦販売契約（分割払い）にあたって

2023年10月1日現在

この書面は、携帯電話等の商品代金を分割払いでお支払いいただく契約（個品割賦販売契約）にあたり、注意が必要な重要事項についてご説明するものです。

**個別割賦販売契約申込書ならびに本書面は、大切に保管してください。
（契約成立後、割賦販売法に基づく交付書面となります）**

1 信用情報機関への情報提供についてご理解ください。

個品割賦販売契約のお申し込み時および契約後に、ご契約者の個人情報（お支払い状況等を含む）を、信用情報機関に照会・登録します。

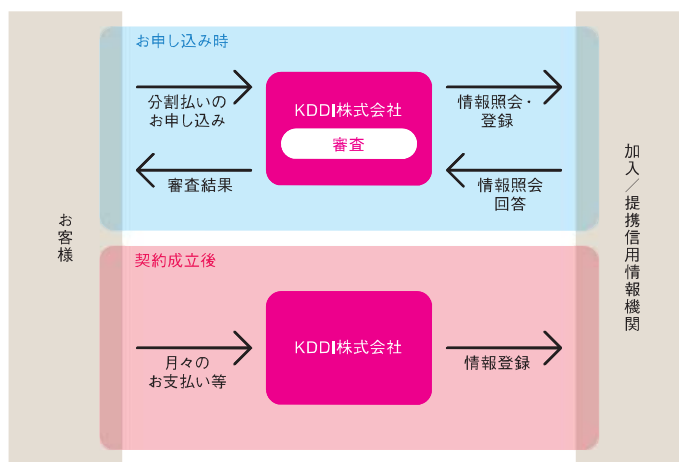
2 支払延滞にご注意ください。

- ①支払延滞情報は完済から5年間は信用情報機関に記録が残ります。
- ②信用情報機関に登録された情報は、信用情報機関に加盟する他の事業者が審査に利用します。そのため、支払延滞情報があると、他のクレジット契約（携帯電話などの分割払い、クレジットカードの作成、ローン契約等）ができなくなる場合があります。

3 解約後のお支払いにご注意ください。

個品割賦販売契約は、UQmobile通信サービスとは別の契約です。
UQ mobile通信サービスを解約などされた場合でも、全額完済するまで賦払金のお支払いは必要です。
※賦払金の残額を一括で支払い、個品割賦販売契約を終了させることも可能です。

信用情報の照会・登録について

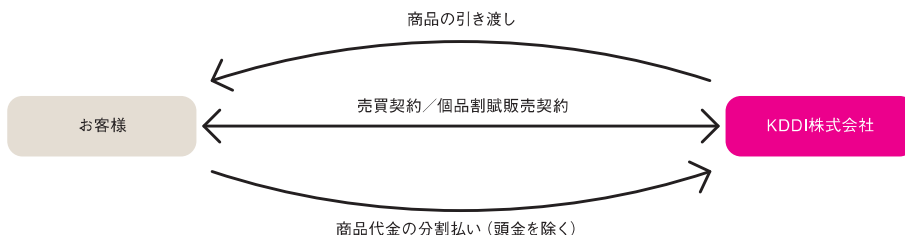


※信用情報機関の加盟会員であるクレジットカード会社、金融機関など

〈取次店様へお願い〉本紙の内容をお客様にご説明のうえ、必ずお渡しください。

■ 個品割賦販売契約について

個品割賦販売契約とは、お客様が購入される携帯電話等の代金のうち頭金を除く金額について、後日お客様が当社にその代金を分割でお支払いいただく購入方法です。



●賦払金は、個品割賦販売契約のお申し込み翌々月より、UQmobile通信サービスのご利用料金と併せてご請求いたします。お支払い方法およびお支払いはUQ mobile通信サービスのご利用料金と同様となります。

※UQ mobile通信サービスのご利用状況によっては、ご請求開始がさらに翌月以降となる場合がございます。

(契約約款の適用等)

第1条 KDDI株式会社(以下「当社」といいます。)は、この「個品割賦販売契約約款(UQ mobile用)(以下「本約款」といいます。)を定め、これにより購入者(当社が提供するUQ mobile通信サービスの契約者であって、当社から端末機器その他の商品(当社が指定するものに限るものとし、以下、単に「商品」といいます。)を購入した者をいいます。以下同じとします。)と割賦販売に係る契約(以下「個品割賦販売契約」といいます。)を締結します。

- 2 当社は、合理的と認められる範囲で本約款を変更することがあります。この場合、個品割賦販売契約の契約条件は、変更後の本約款によるものとします。
- 3 当社は、本約款を変更する場合は、変更後の本約款の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページに掲載する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の本約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

(個品割賦販売契約の申込みをすることができる条件)

第2条 個品割賦販売契約の申込みは、当社の「UQ mobile通信サービス契約約款(以下「UQ mobile約款」といいます。)に基づき、当社が別に定める種類のサービス(以下「指定サービス」といいます。)に係る契約を締結している者が、当社から商品を購入する場合に限り行うことができます。

(契約の申込方法及び承諾等)

第3条 購入者は、個品割賦販売契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記した当社所定の個品割賦販売契約申込書(以下「本申込書」といいます。)を当社に提出していただきます。ただし、当社が指定するインターネット上のウェブサイト(以下「WEB販売画面」といいます。)において個品割賦販売契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を本申込書の提出とみなして取り扱います。

- ① 個品割賦販売契約に係る購入者の氏名又は名称
 - ② 購入者の指定サービスの契約者回線(携帯電話機の購入に係る個品割賦販売契約の申込みについては、その携帯電話機を主として接続する契約者回線とし、以下「指定回線」といいます。)に係る電話番号
 - ③ その他本申込書又はWEB販売画面(以下、これらを併せて「本申込書等」といいます。)で指定された事項
- 2 前項の場合において、購入者は、当社所定の方法により、当社が本申込書等の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。
 - 3 当社は、次の場合には、個品割賦販売契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - ① その申込みをした者が賦払金(個品割賦販売契約に基づく分割払いに係る各回の商品代金の支払金額をいいます。以下同じとします。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - ② その申込みを承諾することにより、その申込みをした者に係る個品割賦販売契約等(その申込みをした者と当社との間で締結する個品割賦販売契約及び当社の「個別信用購入あっせん契約約款(UQ mobile用)に基づく個別信用購入あっせん契約」であって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。)の総数が当社が定める基準を超えるとき。
 - ③ その申込みをした者が指定サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - ④ 当社の業務遂行上支障があるとき。

- ⑤ その他当社が不適当と判断したとき。

(契約の成立時点)

第4条 個品割賦販売契約は、当社が購入者に対し、その契約の申込みを承諾した旨を通知した時をもって成立するものとします。

(商品の引渡し及び所有権の移転)

第5条 商品は、個品割賦販売契約成立後、本申込書等に記載の時期に当社から購入者に引渡されるものとし、商品の現実の引渡し完了したときに商品の所有権が当社から購入者に移転するものとします。

- 2 商品の所有権の移転前においては、購入者は、当該商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができないものとします。

(賦払金の支払方法)

第6条 購入者は、賦払金を、本申込書等に記載の支払期日(以下「支払期日」といいます。)までに、本申込書等に記載の支払方法により、当社に支払うものとします。

(債務の履行の継続)

第7条 購入者は、個品割賦販売契約に基づく債務の完済までに、購入者と当社との間の指定回線に係る契約が解除された場合であっても、その原因の如何に関わらず、本申込書等に記載の支払方法により当該債務の履行を継続するものとします。

- 2 購入者は、個品割賦販売契約に基づく債務の支払いを怠ったときは、当社が当該指定回線に係る契約を解除する場合があることに同意していただきます。

(届出事項の変更)

第8条 購入者は 当社に届け出た氏名、住所又は連絡先その他の事項に変更があった場合は、速やかに当社にその内容を通知するものとします。

- 2 購入者は、前項の通知がないために、当社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなすことに同意していただきます。

(契約上の地位の譲渡等)

第9条 購入者は、相続又は法人の合併による場合を除き、個品割賦販売契約に係る契約上の地位を譲渡又は移転することができないものとします。

(期限の利益の喪失)

第10条 購入者が次のいずれかの事由に該当したときは、当然に個品割賦販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- ① 支払期日に賦払金の支払いを遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
 - ② 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。
 - ③ 差押、仮差押、保全差押、仮処分申立て又は滞納処分を受けたとき。
 - ④ 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。
 - ⑤ その売買契約が購入者にとって商行為(業務提携誘引販売個人契約に係るものを除きます。)となる場合で購入者が賦払金の支払いを1回でも遅滞したとき。
- 2 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社からの請求により個品割賦販売契約に基づく債務について

期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- ① 個品割賦販売契約上の義務に違反し、その違反が個品割賦販売契約の重大な違反となるとき。
- ② 信用状態が著しく悪化したとき。

(遅延損害金)

- 第11条 購入者が、賦払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該賦払金に対し、法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
- 2 購入者が、支払期日の到来前に期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで賦払金の合計の残金全額に対し、法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(手数料の負担)

- 第12条 購入者は、賦払金の支払いに関する手数料を負担するものとします。なお、当該手数料の金額及びその負担の方法は、UQ mobile約款に係る料金を支払う場合に準ずるものとします。

(見本・カタログ等と提供内容の相違による契約の解除等)

- 第13条 購入者は、見本・カタログ等により申込みをした場合において、引渡された商品が見本・カタログ等と相違していることが明らかになったときは、速やかに当社に商品の交換を申し出るか又は当該売買契約を解除することができるものとします。

(合意管轄裁判所)

- 第14条 購入者は、個品割賦販売契約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、購入者の住所地、購入地又は契約地、及び当社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

(反社会的勢力の排除)

- 第15条 購入者は、購入者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- ① 暴力団
 - ② 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等
 - ⑥ 社会運動等標ぼうゴロ
 - ⑦ 特殊知能暴力集団等
 - ⑧ 前各号の共生者
 - ⑨ その他前各号に準ずる者
- 2 購入者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 3 購入者が第1項各号のいずれかに該当すること若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、第1項若しくは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又はこれらに関する必要な調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合の

いずれかであって、個品割賦販売契約を締結すること、又は個品割賦販売契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、当社は、購入者との契約の締結を拒絶し、又はその契約を催告なしに解除することができるものとします。個品割賦販売契約が解除された場合、購入者は、個品割賦販売契約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- 4 前項の規定の適用により、当社に損失、損害又は費用(以下「損害等」といいます。)が生じた場合には、購入者は、これを賠償する責任を負うものとします。また、前項の規定の適用により、購入者に損害等が生じた場合にも、購入者は、当該損害等について当社に請求をしないものとします。

